

- (1) 交付対象者
- (2) 畑作物の直接支払交付金
- (3) 収入減少影響緩和交付金
〔削る〕

第2 水田活用の直接支払交付金

V その他

- 第1 交付申請者の農業経営の承継等
- 第2 関係機関の役割
- 第3 証拠書類等の保存期間
- 第4 報告及び検査
- 第5 交付金の返還
- 第6 罰則
- 第7 その他

(別紙1) 水田活用の直接支払交付金の交付対象農地

(別紙2) 畑作物の直接支払交付金の対象畑作物とその品質区分別
生産量の対象範囲

(別紙3) 麦の品質区分と品質評価基準

(別紙4) パン・中華麺用品種の対象範囲

(別紙5) 面積払の交付対象農地

(別紙6) 収入減少影響緩和交付金の対象作物とその生産実績数量
の対象範囲及び確認書類

(別紙7) 収入減少影響緩和交付金における単位面積当たり標準的
収入額等の算出

(別紙8) 収入減少影響緩和交付金における交付金額の算定方法

(別紙9) 収入減少影響緩和交付金における積立金の算定方法

(別紙10) 収入減少影響緩和交付金における積立金管理者

(別紙11) 水田フル活用ビジョンについて

(別紙12) 戦略作物助成の扱い

(別紙13) 産地交付金の考え方及び設定手続

I [略]

II [略]

- (1) 交付対象者
- (2) 畑作物の直接支払交付金
- (3) 収入減少影響緩和交付金

2 経過措置

再生利用交付金

第2 水田活用の直接支払交付金

V その他

- 第1 交付申請者の農業経営の承継等
- 第2 関係機関の役割
- 第3 証拠書類等の保存期間
- 第4 報告及び検査
- 第5 交付金の返還
- 第6 罰則
- 第7 その他

(別紙1) 水田活用の直接支払交付金の交付対象農地

(別紙2) 畑作物の直接支払交付金の対象畑作物とその品質区分別
生産数量の対象範囲

(別紙3) 麦の品質区分と品質評価基準

(別紙4) パン・中華麺用品種の対象範囲

(別紙5) 面積払の交付対象農地

(別紙6) 収入減少影響緩和交付金の対象作物とその生産実績数量
の対象範囲及び確認書類

(別紙7) 収入減少影響緩和交付金における単位面積当たり標準的
収入額等の算出

(別紙8) 収入減少影響緩和交付金における交付金額の算定方法

(別紙9) 収入減少影響緩和交付金における積立金の算定方法

(別紙10) 収入減少影響緩和交付金における積立金管理者

(別紙11) 水田フル活用ビジョンについて

(別紙12) 戦略作物助成の扱い

(別紙13) 産地交付金の考え方及び設定手続

I [略]

II [略]

Ⅲ 交付申請手続

1 [略]

2 交付申請書・営農計画書の提出

(1) 経営所得安定対策等の交付金の交付を受けようとする農業者（以下「交付申請者」といいます。）は、交付申請書及び営農計画書を作成し、生産年の6月30日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

なお、交付申請者は、経営所得安定対策等の交付金の交付申請に当たって、次の事項を誓約していただきます。

① [略]

② 出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類を交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管し、地方農政局等からの求めがあった場合には、提出すること。

③ [略]

(2) 交付申請書には、交付申請者の住所、氏名を記入するほか、交付申請する交付金を選択します。また、営農計画書には、水稲用途別作付面積、畑作物の直接支払交付金の対象畑作物の生産予定面積及び対象作物ごとの作付面積等を記入してください。

なお、当年産において一つのほ場で複数回の作物の作付けを行う場合、基幹作として作付けを行う作物（一つのほ場当たり一つの作物のみ）及び二毛作として作付けを行う作物が分かるように記入してください。ただし、主食用水稲の作付けを行う場合、主食用水稲以外の作物は二毛作として扱います。

(注) 交付申請書等に、住所、氏名など国に登録してあるデータが印字されたものが配布されている場合は、内容に変更等があるときは訂正して提出してください。

(3) 農協、集荷業者、農業法人等の団体（以下「農協等の団体」といいます。）が、農業者の交付申請書及び営農計画書

Ⅲ 交付申請手続

1 [略]

2 交付申請書・営農計画書の提出

(1) 経営所得安定対策等の交付金の交付を受けようとする農業者（以下「交付申請者」といいます。）は、交付申請書及び営農計画書を作成し、生産年の6月30日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

なお、交付申請者は、経営所得安定対策等の交付金の交付申請に当たって、次の事項を誓約していただきます。

① [略]

② 出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類を5年間保管し、地方農政局等からの求めがあった場合には、提出すること。

③ [略]

(2) 交付申請書には、交付申請者の住所、氏名を記入するほか、交付申請する交付金を選択します。また、営農計画書には、水稲用途別作付面積、畑作物の直接支払交付金の対象作物の生産予定面積及び対象作物ごとの作付面積等を記入してください。

なお、当年産において一つのほ場で複数回の作物の作付けを行う場合、基幹作として作付けを行う作物（一つのほ場当たり一つの作物のみ）及び二毛作として作付けを行う作物が分かるように記入してください。ただし、主食用水稲の作付けを行う場合、主食用水稲以外の作物は二毛作として扱います。

(注) 交付申請書等に、住所、氏名など国に登録してあるデータが印字されたものが配布されている場合は、内容に変更等があるときは訂正して提出してください。

(3) 農協、集荷業者、農業法人等の団体（以下「農協等の団体」といいます。）が、農業者の交付申請書及び営農計画書

を取りまとめる場合は、取りまとめた農業者に係る農業者別の畑作物の直接支払交付金の対象畑作物の出荷契約数量が分かる一覧表など（IVの第1の1の（2）の②のアの（イ）を参照してください。）を添付の上、生産年の6月30日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

一方、農協等の団体に交付申請書及び営農計画書の取りまとめを委託しない農業者については、畑作物の直接支払交付金の対象畑作物に係る需要者との販売契約の写し等を提出することになります。

- (4) 交付申請者が、次のいずれかに該当する場合は、それぞれの場合に記載されている書類を、交付申請書に追加して提出していただきます。

なお、前年度までに提出された書類の内容に変更がない場合は、提出を省略することができます。

① [略]

- ② 前年度までに経営所得安定対策に加入していなかった者、加入していた者のうち振込口座を変更する必要がある者及びブロックローテーションの維持等を理由に、その取組の代表農業者等（代理人）に交付金の受領の権限を委任する者については、「経営所得安定対策等交付金振込口座届出書兼口座名義人に対する委任状」（様式第3号。以下「交付金振込口座届出書兼委任状」といいます。）

[削る]

③ [略]

を取りまとめる場合は、取りまとめた農業者に係る農業者別の畑作物の直接支払交付金の対象作物の出荷契約数量が分かる一覧表など（IVの第1の1の（2）の②のアの（イ）を参照してください。）を添付の上、生産年の6月30日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

一方、農協等の団体に交付申請書及び営農計画書の取りまとめを委託しない農業者については、畑作物の直接支払交付金の対象畑作物に係る実需者との販売契約の写し等を提出することになります。

- (4) 交付申請者が、次のいずれかに該当する場合は、それぞれの場合に記載されている書類を、交付申請書に追加して提出していただきます。

① [略]

- ② 前年度までに経営所得安定対策に加入していなかった者及び加入していた者のうち振込口座を変更する必要がある者については、「経営所得安定対策等交付金振込口座届出書」（様式第3号。以下「交付金振込口座届出書」といいます。）

- ③ ブロックローテーション等の維持を理由に、その取組の代表農業者に交付金の受領の権限を委任する者については、「口座名義人に対する委任状」（様式第4号）

〔・ 前年度までに既に提出している者は不要です。グループの中で変更する必要がある者のみ提出してください。〕

④ [略]

3 申請書類の受付

(1) 地域農業再生協議会は、2の(1)により農業者から提出された交付申請書(正)及び営農計画書の写し、2の(4)により追加で提出された書類を取りまとめ、

① [略]

② それ以外の者の分については、生産年の7月31日までにその基礎データと併せて、地方農政局等に提出します。

(2) [略]

[削る]

[削る]

(3) 地方農政局等は、(1)の交付申請書等の内容を審査の上、その内容が適当と認められる場合には受理し、交付申請者ごとに「交付申請者管理コード」を付与するとともに、畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金の交付申請者ごとに「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コードを付与します。

(4) [略]

3 申請書類の受付

(1) 地域農業再生協議会は、2の(1)により農業者から提出された交付申請書(正)及び営農計画書の写し、2の(4)により追加で提出された書類を取りまとめ、

① [略]

② それ以外の者の分については、生産年の7月31日までに地方農政局等に提出します。

(2) [略]

(3) また、地域農業再生協議会は、農業者ごとの営農計画書に記載された水田活用の直接支払交付金に係る対象作物ごとの作付面積を確認します。

この場合、対象作物ごとの作付面積の確認日については、原則として生産年の7月1日を基準としますが、当該基準日に確認することが難しい作物については、地域農業再生協議会が地方農政局等と協議して確認日を設定することができます。

(4) 地域農業再生協議会は、確認が終わり次第、「経営所得安定対策等交付金の交付申請者別作付面積確認結果報告書」(様式第7号。以下「作付面積確認結果報告書」といいます。)を作成して、その基礎データ(地方農政局等が定める形式とします。)と併せて、地方農政局等に報告します。

(5) 地方農政局等は、(1)の交付申請書等の内容を審査の上、その内容が適当と認められる場合には受理し、交付申請者ごとに「交付申請者管理コード」を付与します。

(6) [略]

IV 各種交付金の手続等

第1 経営所得安定対策

1 畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金

(1) 交付対象者

①・② [略]

③ 交付対象者の要件を満たしておく時点

①及び②の要件は、畑作物の直接支払交付金の交付を受けようとする者にあつては(2)の②のアの交付申請をした時点において、収入減少影響緩和交付金の交付を受けようとする者にあつては(3)の②のイの交付申請をした時点において満たしておくこととします。

交付対象者の要件の確認については、原則として当年の6月30日までにⅢの2の(4)の③に定める書類を地方農政局等に提出し、予め確認を受けることとします。

(2) 畑作物の直接支払交付金

① 趣旨

畑作物の直接支払交付金は、別紙2「畑作物の直接支払交付金の対象畑作物とその品質区分別生産量の対象範囲」に記載する対象畑作物(麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば及びなたね)を生産する農業者に対して、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するものです。

本交付金は、数量払(品質及び生産量に応じて交付するもの。)を基本とし、営農継続支払(作付面積に応じて交付するもの。以下「面積払」といいます。)をその内金として先払いすることができるものとします。

IV 各種交付金の手続等

第1 経営所得安定対策

1 畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金

(1) 交付対象者

①・② [略]

③ 交付対象者の要件を満たしておく時点

①及び②の要件は、畑作物の直接支払交付金の交付を受けようとする者にあつては(2)の②のアの交付申請をした時点において、収入減少影響緩和交付金の交付を受けようとする者にあつては(3)の②のイの交付申請をした時点において満たしておくこととします。

交付対象者の要件の確認については、原則として当年の6月30日までにⅢの2の(4)の⑤に定める書類を地方農政局等に提出し、予め確認を受けることとします。

(2) 畑作物の直接支払交付金

① 趣旨

畑作物の直接支払交付金は、別紙2「畑作物の直接支払交付金の対象畑作物とその品質区分別生産数量の対象範囲」に記載する対象畑作物(麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば及びなたね)を生産する農業者に対して、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するものです。

本交付金は、数量払(品質及び生産量に応じて交付するもの。)を基本とし、営農継続支払(作付面積に応じて交付するもの。以下「面積払」といいます。)をその内金として先払いすることができるものとします。

② 数量払

ア 交付申請手続

(7) 交付申請の申出

交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容」欄の「畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の申請」の回答欄の「する」に○を付けて、生産年の6月30日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

(4) 播種前契約書等の提出

交付申請に当たり、需要者と直接販売契約を締結している農業者については、対象畑作物が播種前契約等に基づき需要に応じて生産されていることの確認に必要な書類として、その契約の写しを営農計画書に添付することとします。

また、農協等と出荷契約を締結している農業者については、農協等から地方農政局等に出荷契約数量が分かる一覧表などを提出していただくこととします。

なお、麦、大豆、そば及びなたねについて、自らが生産した農産物を使用した加工品の製造・販売（以下「自家加工販売」といいます。）や直売所等での販売を予定する農業者については、次のa又はbの書類を添付することとします。

a・b [略]

(注1) [略]

(注2) 農業者と当該農業者の対象畑作物の販売先である需要者が実質的に同一の者とみなされる等の場合（代表者、事務所の所在地、構成

② 数量払

ア 交付申請手続

(7) 交付申請の申出

数量払の交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容」欄の「畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の申請」の「数量払」の回答欄の「する」に○を付けて、生産年の6月30日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

(4) 播種前契約書等の提出

交付申請に当たり、実需者等と直接販売契約を締結している農業者については、対象畑作物が播種前契約等に基づき需要に応じて生産されていることの確認に必要な書類として、その契約の写しを営農計画書に添付することとします。

また、農協等と出荷契約を締結している農業者については、農協等から地方農政局等に出荷契約数量が分かる一覧表などを提出していただくこととします。

なお、麦、大豆、そば及びなたねについて、自らが生産した農産物を使用した加工品の製造・販売（以下「自家加工販売」といいます。）や直売所等での販売を予定する農業者については、次のa又はbの書類を添付することとします。

a・b [略]

(注1) [略]

(注2) 農業者と当該農業者の対象畑作物の出荷・販売先である実需者等が実質的に同一の者とみなされる場合（代表者、事務所の所在地、

員が同一である等)は、自家加工販売の場合に準じた手続が必要です(ウ)のaにおいても同じです)。

(ウ) 品質区分別生産量の報告(交付申請手続)

- a 交付申請者は、生産年の7月1日から翌年の3月5日までに、対象畑作物の品質区分別生産量を記載した「畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書」(様式第9-1号。以下「数量払交付申請書」といいます。)に確認書類(出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し、農産物検査法(昭和26年法律第144号)に基づく農産物検査の結果等の検査証明書(以下「農産物検査結果通知書」といいます。)等の写しなどを添付して、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

この場合、数量払の交付申請は、対象畑作物の種類ごとに分割して行うこともできます。

二期作により、夏そば(おおむね7月下旬から8月上旬に収穫されるそば)と秋そば(おおむね8月下旬から12月下旬に収穫されるそば)に係る二作分の面積払の交付金の交付を分けて受けた者にあつては、それぞれのそばごとに数量払の交付申請を行ってください。

面積払の交付申請者は、品質区分別生産量にかかわらず、必ず数量払交付申請書を提出してください(品質区分別生産量に該当しうる生産量が零等の場合を除き、確認書類の添付も必要です。)。

なお、地域農業再生協議会に数量払交付申請書が提出された場合、地域農業再生協議会は、数量払交付申請書を取りまとめ、その基礎データ(地方農政局等が定める形式とします。)と

構成員が同一である等)は、自家加工販売の場合に準じた手続が必要です(ウ)のaにおいても同じです)。

(ウ) 品質区分別生産量の報告(交付申請手続)

- a 交付申請書に数量払の交付申請を行う旨の申出をした農業者は、生産年の7月1日から翌年の3月5日までに、対象畑作物の品質区分別生産量を記載した「畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書」(様式第9-1号。以下「数量払交付申請書」といいます。)に確認書類(出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し、農産物検査法(昭和26年法律第144号)に基づく農産物検査の結果等の検査証明書(以下「農産物検査結果通知書」といいます。)等の写しなどを添付して、地方農政局等に提出します。

この場合、数量払の交付申請は、対象畑作物の種類ごとに分割して行うこともできます。

二期作により、夏そば(おおむね7月下旬から8月上旬に収穫されるそば)と秋そば(おおむね8月下旬から12月下旬に収穫されるそば)に係る二作分の面積払の交付金の交付を分けて受けた者にあつては、それぞれのそばごとに数量払の交付申請を行ってください。

面積払の交付申請を行った農業者は、品質区分別生産量にかかわらず、必ず数量払交付申請書を提出してください(品質区分別生産量に該当しうる生産量が零等の場合を除き、確認書類の添付も必要です。)。

併せて、地方農政局等に提出します。

(注1) 確認書類は、別紙2「畑作物の直接支払交付金の対象畑作物とその品質区分別生産量の対象範囲」を参照してください。

(注2) ・ (注3) [略]

b [略]

イ 交付対象数量

数量払の交付対象数量（品質区分別生産量）については、別紙2「畑作物の直接支払交付金の対象畑作物とその品質区分別生産量の対象範囲」に定める数量とします。

(注) [略]

ウ 交付単価

数量払の交付単価については、品質向上の努力が適切に反映されるよう、対象畑作物ごとにそれぞれ品質区分に応じた単価を平成27年3月31日農林水産省告示第745号において、以下のとおり設定しています。なお、本単価は、平成31年産に適用します。

(7) 小麦

小麦については、たんぱく質の含有率などが一定の範囲内にあることが求められるため、これらを反映した検査成績ごとに単価を設定しています。

また、A～Dのランクについては、別紙3「麦の品質区分と品質評価基準」に定めています。

なお、パン・中華麺用品種の交付単価の対象と

(注1) 確認書類は、別紙2「畑作物の直接支払交付金の対象畑作物とその品質区分別生産数量の対象範囲」を参照してください。

(注2) ・ (注3) [略]

b [略]

イ 交付対象数量

数量払の交付対象数量（品質区分別生産量）については、別紙2「畑作物の直接支払交付金の対象畑作物とその品質区分別生産数量の対象範囲」に定める数量とします。

(注) [略]

ウ 交付単価

数量払の交付単価については、品質向上の努力が適切に反映されるよう、対象畑作物ごとにそれぞれ品質区分に応じた単価を平成27年3月31日農林水産省告示第745号において、以下のとおり設定しています。なお、本単価については、平成29年産から平成31年産まで適用します。

(7) 小麦

小麦については、たんぱく質の含有率などが一定の範囲内にあることが求められるため、これらを反映した検査成績ごとに単価を設定しています。

また、A～Dのランクについては、別紙3「麦の品質区分と品質評価基準」に定めています。

なお、パン・中華麺用品種の交付単価の対象と

なる品種については、別紙4「パン・中華麵用品種の対象範囲」に定めています。

a パン・中華麵用品種

(単位：円/60 kg)

1等				2等			
A	B	C	D	A	B	C	D
9,040円	8,540円	8,390円	8,330円	7,880円	7,380円	7,230円	7,170円

b パン・中華麵用品種以外

(単位：円/60 kg)

1等				2等			
A	B	C	D	A	B	C	D
6,740円	6,240円	6,090円	6,030円	5,580円	5,080円	4,930円	4,870円

(イ) 大麦・はだか麦

粒の白度やたんぱく質の含有率などが一定以上であることが求められるため、これらを反映した検査成績ごとに単価を設定しています。

また、A～Dのランクについては、別紙3「麦の品質区分と品質評価基準」に定めています。

a 二条大麦

(単位：円/50 kg)

1等				2等			
A	B	C	D	A	B	C	D
5,550円	5,130円	5,010円	4,960円	4,690円	4,270円	4,140円	4,090円

b 六条大麦

なる品種については、別紙4「パン・中華麵用品種の対象範囲」に定めています。

a パン・中華麵用品種

(単位：円/60 kg)

1等				2等			
A	B	C	D	A	B	C	D
8,990円	8,490円	8,340円	8,280円	7,830円	7,330円	7,180円	7,120円

b パン・中華麵用品種以外

(単位：円/60 kg)

1等				2等			
A	B	C	D	A	B	C	D
6,690円	6,190円	6,040円	5,980円	5,530円	5,030円	4,880円	4,820円

(イ) 大麦・はだか麦

粒の白度やたんぱく質の含有率などが一定以上であることが求められるため、これらを反映した検査成績ごとに単価を設定しています。

また、A～Dのランクについては、別紙3「麦の品質区分と品質評価基準」に定めています。

a 二条大麦

(単位：円/50 kg)

1等				2等			
A	B	C	D	A	B	C	D
5,520円	5,100円	4,980円	4,930円	4,660円	4,240円	4,110円	4,060円

b 六条大麦

(単位：円／50 kg)

1 等				2 等			
A	B	C	D	A	B	C	D
6,030円	5,610円	5,480円	5,430円	5,000円	4,580円	4,460円	4,410円

c はだか麦

(単位：円／60 kg)

1 等				2 等			
A	B	C	D	A	B	C	D
8,650円	8,150円	8,000円	7,910円	7,080円	6,580円	6,430円	6,350円

(ウ) [略]

(I) てん菜

糖度が高いものほど高値で取引されているため、糖度（てん菜の重量に対するしょ糖の含有量）に対応した単価を設定しています。

(単位：円／トン)

← (+0.1度ごと)	16.3度 (糖度)	→ (▲0.1度ごと)
+62円	7,390円	▲62円

(オ)～(キ) [略]

エ [略]

(単位：円／50 kg)

1 等				2 等			
A	B	C	D	A	B	C	D
6,000円	5,580円	5,450円	5,400円	4,970円	4,550円	4,430円	4,380円

c はだか麦

(単位：円／60 kg)

1 等				2 等			
A	B	C	D	A	B	C	D
8,610円	8,110円	7,960円	7,870円	7,040円	6,540円	6,390円	6,310円

(ウ) [略]

(I) てん菜

糖度が高いものほど高値で取引されているため、糖度（てん菜の重量に対するしょ糖の含有量）に対応した単価を設定しています。

(単位：円／トン)

← (+0.1度ごと)	16.3度 (糖度)	→ (▲0.1度ごと)
+62円	7,180円	▲62円

(オ)～(キ) [略]

エ [略]

③ 面積払

ア 交付申請手続

面積払については、②のアの(ア)の交付申請の申出を行ってれば、交付申請を行ったものとみなされます。

なお、面積払を申請しない場合は、「面積払を申請しない」の回答欄の「はい」に○を付けてください。

イ 営農計画書の作成

面積払の交付申請者は、営農計画書の「農地の利用計画記入欄」に対象畑作物の作付面積等を記載するとともに、「畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の面積払に係る生産予定面積」に対象畑作物ごとの作付面積の合計を記載し、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

なお、面積払の交付を数量払の交付申請後に希望する場合は、「収穫後交付を希望する」の回答欄の「する」に○を付けてください（一部の品目のみ希望する場合は、営農計画書の右下「記入欄」に希望する対象畑作物名を記入してください。）。

ウ・エ [略]

オ 交付決定及び交付金の交付

(ア) [略]

(イ) 地方農政局長等は、地域農業再生協議会等から報告された作物ごとの作付面積確認報告書を審査し、その内容が適当と認められる場合は、作物ご

③ 面積払

ア 交付申請手続

面積払の交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容」欄の「畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の申請」の「面積払」の回答欄の「する」に○を付けて、生産年の6月30日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

なお、「面積払」の交付申請者は、「数量払」の回答欄の「する」にも必ず○を付けてください。

イ 営農計画書の作成

面積払の交付申請を行う者は、営農計画書の「農地の利用計画記入欄」に対象畑作物の作付面積等を記載するとともに、「畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の面積払に係る生産予定面積」に対象畑作物ごとの作付面積の合計を記載し、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

ウ・エ [略]

オ 交付決定及び交付金の交付

(ア) [略]

(イ) 地方農政局長等は、地域農業再生協議会等から報告された、作物ごとの交付対象面積を審査し、その内容が適当と認められる場合は、作物ごとの

との交付対象面積を確定し、その面積に交付単価を乗じることにより交付金額を算定します。

この際、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょについては、地域農業再生協議会等から報告があった面積に交付対象比率（てん菜：1.0、でん粉原料用ばれいしょ：0.65）を乗じたものを交付対象面積とします。

(ウ)～(オ) [略]

カ [略]

(3) 収入減少影響緩和交付金

① [略]

② 交付申請手続

ア 積立金の納付

(7) 積立ての申出

本交付金の交付を受けようとするときは、当年の4月1日から6月30日までの間に、交付申請書の「交付申請内容」欄の「収入減少影響緩和交付金（ナラシ）の申請」の回答欄の「する」に○を付け、「収入減少影響緩和交付金（ナラシ）の積立て申出」欄に(イ)の生産予定面積を記載し、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出して、当該交付金に係る積立金（以下「積立金」といいます。）の積立ての申出をするものとします。

(イ) 生産予定面積

交付申請書に記載する当年において生産を予定する全ての対象作物の種類ごと（小麦にあっては、春期には種する小麦（主として3月及び4月

交付対象面積に交付単価を乗じることにより交付金額を算定します。

この際、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょについては、地域農業再生協議会等から報告があった面積に交付対象比率（てん菜：1.0、でん粉原料用ばれいしょ：0.65）を乗じたものを交付対象面積とします。

(ウ)～(オ) [略]

カ [略]

(3) 収入減少影響緩和交付金

① [略]

② 交付申請手続

ア 積立金の納付

(7) 積立ての申出

本交付金の交付を受けようとするときは、当年の4月1日から6月30日までの間に、(イ)の生産予定面積を記載した交付申請書を地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出して、当該交付金に係る積立金（以下「積立金」といいます。）の積立ての申出をするものとします。

(イ) 生産予定面積

交付申請書に記載する当年において生産を予定する全ての対象作物の種類ごと（小麦にあっては、春期には種する小麦（主として3月及び4月

には種することにより生産される小麦をいいます。以下同じです。)と秋期には種する小麦(主として9月から11月までの間には種することにより生産される小麦をいいます。以下同じです。)の区分ごと)の生産予定面積は、別紙7「収入減少影響緩和交付金における単位面積当たり標準的収入額等の算出」により農産物の種類ごとに算出された10a当たりの標準的な収入額(以下「単位面積当たり標準的収入額」といいます。)の区分ごとの面積(集落営農であってその構成員に農業保険法第175条に規定する農業経営収入保険事業(以下「収入保険」といいます。)に加入している者がいる場合にあつては、当該構成員に係る面積を除きます。)とします。

この場合において、

- a その者が認定農業者又は特定農業団体であるときは、その農業経営改善計画又は特定農用地利用規程を認定した市町村(複数の市町村において認定を受けている場合にあつては主として農作業を行う農地が所在する市町村。以下「改善計画認定市町村」といいます。)
 - b その者が集落営農(特定農業団体を除きます。)であるときは、農業経営の法人化及び地域における農地利用の集積を確実にを行うと判断した市町村
 - c その者が認定新規就農者であるときは、その青年等就農計画を認定した市町村(複数の市町村において認定を受けている場合にあつては主として農作業を行う農地が所在する市町村。以下「就農計画認定市町村」といいます。)
- が属する地域に設定された単位面積当たり標準的収入額の区分ごとの生産予定面積とします。

(ウ)・(イ) [略]

には種することにより生産される小麦をいいます。以下同じです。)と秋期には種する小麦(主として9月から11月までの間には種することにより生産される小麦をいいます。以下同じです。)の区分ごと)の生産予定面積は、別紙7「収入減少影響緩和交付金における単位面積当たり標準的収入額等の算出」により農産物の種類ごとに算出された10a当たりの標準的な収入額(以下「単位面積当たり標準的収入額」といいます。)の区分ごとの面積とします。

この場合において、

- a その者が認定農業者又は特定農業団体であるときは、その農業経営改善計画又は特定農用地利用規程を認定した市町村(複数の市町村において認定を受けている場合にあつては主として農作業を行う農地が所在する市町村。以下「改善計画認定市町村」といいます。)
 - b その者が集落営農(特定農業団体を除きます。)であるときは、農業経営の法人化及び地域における農地利用の集積を確実にを行うと判断した市町村
 - c その者が認定新規就農者であるときは、その青年等就農計画を認定した市町村(複数の市町村において認定を受けている場合にあつては主として農作業を行う農地が所在する市町村。以下「就農計画認定市町村」といいます。)
- が属する地域に設定された単位面積当たり標準的収入額の区分ごとの生産予定面積とします。

(ウ)・(イ) [略]

イ 交付申請

(7) 収入減少影響緩和交付金の交付申請書の提出

当年積立額を納付した積立申出者（繰越積立残額が当年における積立基準収入額の4.5%以上となるため、当年積立額を納付しなかった積立申出者を含みます。）は、本交付金の交付を受けようとするときは、生産年の翌年の4月1日から4月30日までの間に、(イ)の生産実績数量を記載した「収入減少影響緩和交付金の交付申請書」（様式第10-1号）に、別紙6「収入減少影響緩和交付金の対象作物とその生産実績数量の対象範囲及び確認書類」に定める確認書類を添付し、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出して、当該交付金の交付申請をするものとします。

(イ) [略]

ウ 積立金の確定

地方農政局等は、イにより提出された交付申請書及び別紙6「収入減少影響緩和交付金の対象作物とその生産実績数量の対象範囲及び確認書類」に定める確認書類等を審査し、その内容が適当と認められる場合には、別紙9「収入減少緩和交付金における積立金の算定方法」の3に基づき、積立金の額を確定するとともに、交付申請者への返納額を算定します。

エ・オ [略]

カ その他

交付申請をしなかった場合の当年積立額を納付した積立申出者の積立金は、翌年産の繰越積立残額として取り扱います。ただし、当該積立金の返納の申出をし

イ 交付申請

(7) 収入減少影響緩和交付金の交付申請書の提出

当年積立額を納付した積立申出者（繰越積立残額が当年における積立基準収入額の4.5%以上となるため、当年積立額を納付しなかった積立申出者を含みます。）は、本交付金の交付を受けようとするときは、翌年の4月1日から4月30日までの間に、(イ)の生産実績数量を記載した「収入減少影響緩和交付金の交付申請書」（様式第10-1号）に、別紙6「収入減少影響緩和交付金の対象作物とその生産実績数量の対象範囲及び確認書類」に定める確認書類を添付し、地方農政局等に提出して、当該交付金の交付申請をするものとします。

(イ) [略]

ウ 積立金の確定

地方農政局等は、アにより提出された交付申請書及び別紙6「収入減少影響緩和交付金の対象作物とその生産実績数量の対象範囲及び確認書類」に定める確定書類等を審査し、その内容が適当と認められる場合には、別紙9「収入減少緩和交付金における積立金の算定方法」の3に基づき、積立金の額を確定するとともに、交付申請者への返納額を算定します。

エ・オ [略]

カ その他

交付申請をしなかった場合の当年積立額を納付した積立申出者の積立金は、翌年産の繰越積立残額として取り扱います。ただし、当該積立金の返納の申出をし

た場合又は翌年産の積立金の積立ての申出をしなかった場合を除きます。

〔削る〕

第2 水田活用の直接支払交付金

1・2 [略]

3 交付対象者
交付対象者は、販売農家又は集落営農です。

た場合又は翌年産の積立金の積立の申出をしなかった場合を除きます。

2 経過措置

再生利用交付金（平成26年度限りで廃止）

再生利用交付金は平成26年度限りで廃止となりましたが、対象農地に対象作物を作付けていることを確認するため、平成26年度までに確定した交付対象期間中は、地域農業再生協議会が毎年度、作付面積の確認を行います。

具体的には、地域農業再生協議会は、農業者の営農計画書を基に、農業共済引受面積との突合又は現地確認することにより、対象農地において対象作物の作付けが行われていることを確認し、確認結果を「作付面積確認結果報告書」（様式第7号）に取りまとめて、その基礎データ（地方農政局等が指定した形式とします。）とともに、地方農政局等に報告します。その際、交付申請者の営農計画書の写し、作成済みの「荒廃農地等の再生利用計画」も添付して提出してください。

（注）再生利用交付金誓約書に基づく作付計画の期間を経過するまでの間に対象農地に対象作物以外が作付けられた場合には、その時点で営農として定着したとみなし、交付額から当該年度及び残りの作付計画期間分に相当する金額の返還を求めるとなります。

また、再度不作付地にした場合には、特別な事情がない限り、それまで受領した再生利用交付金の返還を求めるとなります。

第2 水田活用の直接支払交付金

1・2 [略]

3 交付対象者
交付対象者は、販売農家又は集落営農です。

(注1)・(注2) [略]

(注3) なお、交付対象者は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動を行うよう努めてください。

4 交付申請手続等

(1) [略]

(2) 出荷・販売の実績報告等

- ① 水田活用の直接支払交付金の交付申請者は、原則として対象作物の生産年の12月20日までに、「水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書」(様式第11-1号。以下「出荷・販売等実績報告書」といいます。)を作成し、確認書類として、対象作物ごとに当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等のうちの1つを添付して地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

(注1)・(注2) [略]

- ② 飼料用米、米粉用米の数量払いの交付申請者は、生産年の翌年の1月31日までに、対象作物の生産数量を記載した「水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の数量報告書」(様式第11-2号。以下「飼料用米等の数量報告書」といいます。)を作成し、確認書類として、農産物検査結果通知書等の写しを添付して地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

5 作付面積の確認等

(注1)・(注2) [略]

[新設]

4 交付申請手続等

(1) [略]

(2) 出荷・販売の実績報告等

- ① 水田活用の直接支払交付金の交付申請者は、原則として対象作物の生産年の12月20日までに、「水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書」(様式第11-1号。以下「出荷・販売等実績報告書」といいます。)を作成し、確認書類として、対象作物ごとに当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等のうちの1つを添付して地方農政局等に提出します。

(注1)・(注2) [略]

- ② 飼料用米、米粉用米の数量払いの交付申請者は、翌年の1月31日までに、対象作物の生産数量を記載した「水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の数量報告書」(様式第11-2号。以下「飼料用米等の数量報告書」といいます。)を作成し、確認書類として、農産物検査結果通知書等の写しを添付して地方農政局等に提出します。

5 作付面積の確認等

(1) 地域農業再生協議会は、交付申請者の営農計画書に基づき、対象作物に係る作付面積、作付状況、交付対象となる取組の実施状況等を確認します。

この場合は、対象作物ごとの作付面積の確認日については、原則として生産年の7月1日を基準としますが、当該基準日に確認することが難しい作物については、地域農業再生協議会が地方農政局等と協議して確認日を設定することができます。

(2) [略]

(3) 地域農業再生協議会は、(2)の確認が終わり次第、確認結果を「経営所得安定対策等交付金の交付申請者別作付面積確認結果報告書」(様式第7号)に取りまとめて、その基礎データ(地方農政局等が指定した形式とします。)とともに、地方農政局等に報告します。

(注) 水田活用の直接支払交付金の交付対象農地については、別紙1「水田活用の直接支払交付金の交付対象農地」に定めています。

(4) [略]

(5) なお、対象作物の作付準備をしていたにもかかわらず、自然災害等により、作付けが困難となった農地について、以下①から③までに掲げる全ての条件に該当すると地方農政局長等が認めるものについては、作付準備を行っていた年産に限り本交付金の交付対象(飼料用米、米粉用米の交付単価は55,000円/10a)とすることができることとします。

① [略]

② 被災した農地又は道路が災害復旧事業(国又は地方公共団体の補助金等により施工される災害復旧事業をいいます。)の対象となり、他作物への転換を含めた作物の作付けが困難であることが確認できること

(1) 地域農業再生協議会は、交付申請者の営農計画書に基づき、対象作物に係る作付面積、作付状況、交付対象となる取組の実施状況等を確認します。

(2) [略]

(3) 地域農業再生協議会は、(2)の確認が終わり次第、確認結果を「作付面積確認結果報告書」(様式第7号)に取りまとめて、その基礎データ(地方農政局等が指定した形式とします。)とともに、地方農政局等に報告します。

(注) 水田活用の直接支払交付金の交付対象農地については、別紙1「水田活用の直接支払交付金の交付対象農地」に定めています。

(4) [略]

(5) なお、対象作物の作付準備をしていたにもかかわらず、自然災害等により、作付けが困難となった農地について、以下①から③までに掲げる全ての条件に該当すると地方農政局長等が認めるものについては、作付準備を行っていた年産に限り本交付金の交付対象(飼料用米、米粉用米の交付単価は55,000円/10a)とすることができることとします。

① [略]

② 被災した農地が災害復旧事業(国又は地方公共団体の補助金等により施工される災害復旧事業をいいます。)の対象となり、他作物への転換を含めた作物の作付けが困難であることが確認できること

③ [略]

(6) [略]

6～8 [略]

9 適切な生産の徹底等

(1)～(3) [略]

(4) 収量が相当程度低い場合であっても、地域農業再生協議会等から報告を受け、地方農政局長等が別に定める期日までに、収量低下が生じたと思われる要因や次年度に向けた改善点を記載した理由書及びその添付書類として理由書の根拠となる証拠書類の提出を求め、提出された理由書及び証拠書類に基づき、合理的な理由があると地方農政局長等が確認できる場合には、(3)の規定にかかわらず、本交付金の交付対象とすることができます。

(注1)・(注2) [略]

(注3) 自然災害等により、複数の農業者の収量が相当程度低くなると見込まれる場合であって、地方農政局長等が認める場合には、地域農業再生協議会等が自然災害等との関連を説明する書類を提出することで、個別の農業者の理由書の提出に代えることができます。

(5)～(7) [略]

V その他

第1 交付申請者の農業経営の承継等

③ [略]

(6) [略]

6～8 [略]

9 適切な生産の徹底等

(1)～(3) [略]

(4) 収量が相当程度低い場合であっても、地域農業再生協議会等から報告を受け、地方農政局長等が別に定める期日までに、収量低下が生じたと思われる要因や次年度に向けた改善点を記載した理由書及びその添付書類として理由書の根拠となる証拠書類の提出を求め、提出された理由書及び証拠書類に基づき、合理的な理由があると地方農政局長等が確認できる場合には、(3)の規定にかかわらず、本交付金の交付対象とすることができます。

(注1)・(注2) [略]

[新設]

(5)～(7) [略]

V その他

第1 交付申請者の農業経営の承継等

1～3 [略]

4 2又は3により交付金の交付を受けるための手続を行う者は「交付申請者の農業経営の承継等に関する申出書」（様式第8号）に、次の書類を添付して、農業経営の承継等があった後速やかに地方農政局等又は地域農業再生協議会等に提出してください。

(1)・(2) [略]

第2 関係機関の役割

経営所得安定対策等の交付金の手続等について、関係機関ごとの主な役割を整理すると、次のとおりです。

(1)～(4) [略]

(5) 農業共済組合等

①・② [略]

③ 収入保険加入申請書等の内容を必要な範囲において地方農政局等及び地域農業再生協議会に提供
等

(6) 地域農業再生協議会

①～③ [略]

④ 交付申請書、営農計画書等の申請書類に係る印刷・配布・回収、整理取りまとめ、受付及び農業者情報のシステム入力

⑤ [略]

⑥ 対象作物の作付面積・生産数量等のシステム入力・確認、適切な生産の徹底等

⑦～⑪ [略]
等

1～3 [略]

4 2又は3により交付金の交付を受けるための手続を行う者は「交付申請者の農業経営の承継等に関する申出書」（様式第8号）に、次の書類を添付して、農業経営の承継等があった後速やかに地方農政局等に提出してください。

(1)・(2) [略]

第2 関係機関の役割

経営所得安定対策等の交付金の手続等について、関係機関ごとの主な役割を整理すると、次のとおりです。

(1)～(4) [略]

(5) 農業共済組合等

①・② [略]

[新設]

等

(6) 地域農業再生協議会

①～③ [略]

④ 交付申請書、営農計画書等の申請書類に係る配布・回収、整理取りまとめ、受付及び農業者情報のシステム入力

⑤ [略]

⑥ 対象作物の作付面積等の確認等

⑦～⑪ [略]
等

(7) 地方農政局等

- ①・② [略]
 - ③ 農業者別の畑作物の生産予定面積の確認、作付面積、生産数量の確認
 - ④～⑧ [略]
- 等

第3 [略]

第4 報告及び検査

(1) 地方農政局長等は、交付申請者が申請した出荷・販売数量等が適切かどうか確認するため、農協等の団体、需要者等に対し、必要な事項の報告を求め、交付申請者の申請内容等と照合することとします。

具体的には、対象作物の検査や集荷が終わった時期に、出荷者ごとの対象作物の数量や検査結果等が分かる資料を提出してもらう場合があります。

(2)～(4) [略]

第5～第7 [略]

(7) 地方農政局等

- ①・② [略]
 - ③ 農業者別の畑作物の生産予定面積の設定確認、作付面積、生産数量の確認
 - ④～⑧ [略]
- 等

第3 [略]

第4 報告及び検査

(1) 地方農政局長等は、交付申請者が申請した出荷・販売数量等が適切かどうか確認するため、農協等の団体、実需者等に対し、必要な事項の報告を求め、交付申請者の申請内容等と照合することとします。

具体的には、対象作物の検査や集荷が終わった時期に、出荷者ごとの対象作物の数量や検査結果等が分かる資料を提出してもらう場合があります。

(2)～(4) [略]

第5～第7 [略]

附 則

- 1 この通知は、平成31年4月1日から施行します。
- 2 この通知による改正前の経営所得安定対策等実施要綱（以下「改正前要綱」といいます。）の規定に基づき平成30年度までに実施した事業の取扱い及び改正前要綱Ⅳの第1の1の（3）の②のイの規定によりなされた30年産に係る交付申請の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。